

2021年度 法政大学大学院学生海外留学補助金 募集要項

「法政大学大学院学生海外留学補助金規程」により、下記の通り海外留学生の補助金支給申請を受け付けます。

1. 応募資格

本大学院の修士課程又は博士後期課程に在籍する学生で、指導教員の推薦を受けた者。ただし、以下に該当する者を除く。

- (a) 休学中の者
- (b) 国費外国人留学生
- (c) 派遣海外留学・認定海外留学に関する規程による奨学金の受給者

※申請時および留学期間中、本大学院に在籍していることが条件です。

2. 採用数

若干名

3. 対象となる留学先

留学先は、外国の大学院とし、当該国における正規の高等教育機関であり、かつ学位授与権を有するものとする。

4. 留学期間

(1) 留学期間は6ヶ月以上1年以下とする。(ただし、やむを得ない事由により留学期間の延長を希望する時は、本学の許可を得て1年以内に限り延長することができる。なお、補助金の追加給付は行わない)。

(2) 2021年4月～2022年3月までに留学を開始すること。

※留学期間を本学の在学期間を含めるか休学とするかは選択できます。

<留学期間を在学とする場合>

- ・留学期間中の本学の学費は、満額支払が必要。

<留学期間を休学とする場合>

- ・留学期間中の本学の学費は、休学在籍料10万円(年間)。

5. 補助金額

留学期間に応じ1年間で上限200万円、6ヶ月で上限100万円とする。

6. 申請期間

2020年10月12日(月)～10月23日(金)

(注) 上記期間の受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間とします。

7. 申請書類

- (1) 「大学院学生海外留学補助金申請書」(院・海留様式Ⅰ)
- (2) 「大学院学生海外留学計画書」(院・海留様式Ⅱ)
- (3) 「大学院学生海外留学申請者の推薦書」(院・海留様式Ⅲ)
- (4) 「銀行口座振込届」(院・海留様式Ⅳ)
- (5) 留学先大学の入学許可書及び概要書 ※入学許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員のサインを付してもらうこと。申請時にまだ入学許可を得られていない場合は、後日提出も可。

(6) 留学する大学院の教授言語の語学検定試験スコア

留学補助金申請時に有効なものに限る。原本を提出するか、オンライン上で確認できるスコア表をプリントアウトしたものを提出すること。原本ではなく、オンライン上で確認できるスコア表をプリントアウトしたものを提出する場合は、申請書類提出窓口でオンライン上での画面確認を行う準備をしておくこと。

原則として、以下の検定試験のいずれかのスコアを提出すること。新型コロナウイルス等の影響で、語学検定試験を受けることが困難な場合や、語学検定試験が実施されていない言語が教授言語となっている大学院への留学を希望する場合は、外部試験のスコアのかわりに、外部試験を受けることができなかった理由を説明する理由書と留学先の大学院で用いられる言語についての自分の能力についての自己評価書（書式自由）を提出すること。

英語：IELTS、TOEFL、TOEIC、TEAP、GTEC、英検、ケンブリッジ英検、国連英検。

中国語：HSK、中国語検定、TOCFL。

韓国語：韓国語能力試験（TOPIK）、ハングル能力検定試験。

ドイツ語：ドイツ語技能検定、Goethe-Zertifikat。

フランス語：実用フランス語技能検定、DELF・DALF のディプロム、TCF。

イタリア語：実用イタリア語検定。

ロシア語：ロシア語能力検定。

スペイン語：DELE、スペイン語技能検定。

上記以外の言語が教授言語である大学院に留学する場合：

当該言語についての検定試験：〈例〉実用タイ語検定、インドネシア語技能検定試験。

8. 提出先

市ヶ谷・・・大学院課、政策創造研究科担当、デザイン工学研究科担当

小金井・・・小金井事務部 大学院担当

多摩・・・経済学研究科担当、社会学研究科担当、人間社会研究科担当、
スポーツ健康学研究科担当

9. 受給者決定・交付時期

11月下旬に面接を実施します（詳細の日時は申請者に後日ご連絡いたします）。面接実施後、研究科長会議で審議の上、受給者を決定いたします。申請者が多数の場合は減額する可能性があります。決定の通知は、12月下旬を目安にお知らせします。ただし補助金の支給は、海外の大学院から入学許可を受け、入学通知書が提出された後に行います。入学許可を取り付けられない場合には、支給決定は取り消されます。また、補助金受領後、本補助金受給者が留学を放棄した場合、補助金の支給事由が消滅し本補助金の支給決定が取り消された場合、あるいは留学期間終了後に本大学院を修了しなかった場合には、受給した補助金全額を返還していただきます。

10. 留学者の義務

- (1) 「大学院学生海外留学研究成果報告書」（院・海留様式V）の提出
- (2) 「大学院学生海外留学補助金会計報告書」（院・海留様式VI）の提出
- (3) 留学先大学院成績証明書の提出
- (4) 留学後、本大学院における修了

※ (1) ～ (3) は帰国後1ヶ月以内に提出してください。

11. 併給の禁止

補助金により留学する者又は留学中の者は、次の補助金等の申請をすることができない。

- (1) 法政大学大学院博士後期課程研究助成金
- (2) 法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金
- (3) 法政大学大学院学生論文掲載料補助
- (4) 法政大学大学院学会等発表補助金
- (5) 法政大学大学院現地調査費用実施補助
- (6) 法政大学大学院諸外国語による論文等校閲補助

12. 単位の認定

(1) 留学期間を在学とする場合

留学期間を在学とした場合、留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認められたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位として認定されることがあります。ただし、10単位を上限とします。帰国前に留学先大学で成績証明書等取得単位（科目）を証明する書類を作成してもらってください。海外留学生の申請に基づき、当該研究科および専攻において審査します。

(2) 留学期間を休学とする場合

留学期間を休学として単位認定を希望する場合、「休学願」の提出と同時に以下の書類を提出して所属研究科の承認を得る必要があります。

- a 休学留学申請書 b 海外留学計画書 c 指導教授の推薦書 d 留学先大学院の入学許可書
e 留学先大学院の概要書

※留学期間を休学とすることを希望する場合は、上記申請期間中に提出先大学院担当に申し出てください。認定が許可された場合は上記（1）の要領で単位認定を行います。ただし、春学期入学者において春学期休学できない研究科がございますのでご注意ください。春学期入学者で春学期休学のできる研究科の可否は以下の表のとおりです。

【春学期入学者において春学期休学できる研究科の可否】

研究科	修士	博士	研究科	修士	博士
人文科学研究科	可	可	国際文化研究科	可	可
経済学研究科	可	可	法学研究科	可	可
政治学研究科	可	可	社会学研究科	可	可
経営学研究科	可※1	可	人間社会研究科	否	否
政策創造研究科	可	否	公共政策研究科	可	可
キャリアデザイン学研究科	可	/	スポーツ健康学研究科	可	/
情報科学研究科	可	可	デザイン工学研究科	可	可
理工学研究科	否	否			

※1 経営学研究科（夜間）のみ。

以上
法政大学大学院事務部大学院課
「大学院学生海外留学補助金」担当

TEL.03-5228-0545